

学校問題について学校側からの相談に対応する弁護士 (通称「スクールロイヤー」)の在り方について

第1回

子どもの人権と少年法に関する特別委員会委員 神内 聡 (63期)

1 スクールロイヤーに関する シンポジウムの開催

(1) はじめに

東京弁護士会子どもの人権と少年法に関する特別委員会は、2019年3月6日にシンポジウム「今、学校が大変!?!～スクールロイヤーは子どもたちのために何ができるか～」を開催した。このシンポジウムは近時教育現場だけでなく、弁護士業界でも注目されつつあるスクールロイヤー（以下「SL」）と呼ばれる弁護士に焦点を当てたものである。

筆者は本シンポジウムにおいて、SLの現状に関する基調報告を担当し、SLの導入背景と議論の現状、SLの実践例の紹介、SLに求められる役割と東京弁護士会が示すSL像などを発表した。本稿ではその概要を紹介するとともに、現役の教員でもある筆者の視点から考えるSLの課題について言及したい。

(2) SLの導入背景と議論

基調報告ではまず、SLの導入背景と中央教育審議会（以下「中教審」）、文部科学省（以下「文科省」）、日本弁護士連合会（以下「日弁連」）の三者が示すSL像を比較して示した。

SLの導入背景としては、①教員の仕事の多忙化、②保護者対応の難しさ、などが挙げられる。日本の教員の仕事が海外と比べても多様で膨大であることは、筆者も日々教員として実感することである。また、ほとんどの保護者は協力的であるものの、ごく一部の保護者については「受容」や「傾聴」といったアプ

ローチだけでは対応が難しく、法的な根拠に基づく限界設定を講ずる必要が生じる場合もある。さらに、いじめ防止対策推進法が教員にいじめに関する法的対応を義務付けたことで、教育現場への法的助言のニーズが増大したこともSLの導入背景として考えられる。

このような中で、中教審は2015年に発表した答申の中で、教員が保護者からの要望等に対応するため、弁護士から支援を受けたり、専門的な知見を直接聞いたりすることができる制度を提唱した*1。また、文科省は2017年度予算概算要求より、初めて「スクールロイヤー」という語を用いて調査研究の実施を示し*2、弁護士がいじめの予防教育やいじめなどの諸課題の効率的な解決に資することを期待して、SLを試験的に導入する自治体に予算支援を行っている。しかし、中教審の答申は「教育対象暴力」という語を用いて保護者対応における弁護士の活用例を紹介しており、保護者の要求の背後に存在する子どもの利益を軽視している点で妥当でない。また、文科省が示すSL像はいじめ対応に偏っている面がある。

一方、日弁連は2018年1月に『「スクールロイヤー」の整備を求める意見書』を発表し、SLを「子どもの最善の利益」のために、学校からの相談を受けて助言する弁護士であることを示した。同意見書の詳細については次号にて紹介する予定である。

(3) SLの類型

筆者は、現状のSLの実践を、①顧問型・②職員型・③教員型の3タイプに類型化できると考えてい

*1：中央教育審議会「チームとしての学校の在り方と今後の改善方策について（答申）」（平成27年12月21日）67頁。

*2：文部科学省「平成29年度概算要求主要事項」12頁。

る*3。①は教育委員会などの委託を受けて学校案件の相談を専属的に担当するSLで、筆者が担当するSL業務をはじめ、現在導入されているSLのほとんどはこの形態と言ってよい。②はSLがいわゆるインハウス・ロイヤーとして教育委員会などの職員として雇用される形態であり、一部の自治体で導入されている。③はSLが教員として雇用され、学校現場で直接SL業務を担当する形態であり、筆者が私立学校にて実践しているものである。

(4) SLに求められる役割

基調報告ではSLに求められる固有の機能について、①学校におけるコンプライアンス体制の構築、②いじめなどにおける事実関係の調査・認定・評価、③保護者対応や福祉機関との連携が必要な場合などにおける紛争調整能力、の3つを示した。また、SLの関与の態様については、「保護者面談にSLが直接立ち会う」といった直接関与ではSLが子どもの利益と敵対的になりかねないことから、間接関与が望ましいことを示した。

(5) 東京弁護士会が示すSL像

SLには教育紛争の背景事情を的確に理解して真のアセスメントを行う資質が必要であるとされる。その上で、基調報告では東京弁護士会が示すSL像として、子どもの最善の利益を実現するための弁護士であり、同時に子どもたちのために真摯に働く教員を法的にサポートできる弁護士であることを示した。

2 スクールロイヤーの 今後の課題について

SLは子どもの最善の利益を実現する上で重要な役割が期待されているが、同時に現状のSLの議論や実践には課題も多い。まず、現状のSLの議論ではSLに明確な定義が与えられていない。この点に関して、筆者はSLが顧問弁護士と異なって代理人になるべきではないとする考え方に賛同するが、(学校側からの相談を受けるとはいえ)学校にほとんど来ない弁護士に対して「スクールロイヤー」という名称を用いることには違和感を覚える。

また、現状の弁護士業界が教育現場の実情や日本の教育制度の特殊性を的確に理解していない点も課題であり*4、このことはSLを担当できる人材が不足していることを意味する。筆者は教員をしながらSLを担当しているが、それは現在の日本の教育現場における教員の仕事が想像以上に過酷であり、教員経験がなければ的確に理解できない今日の子どもや保護者との関係こそが、SLとして活動する際に重要な判断材料になることを実感しているからである。弁護士業界がSLとしてふさわしい人材を育成するためには、今まで以上に現役教員と交流する機会を増やし、互いに研鑽する必要がある。

*3：SLの類型化に関しては、拙著『スクールロイヤー 学校現場の事例で学ぶ教育紛争実務Q&A170』（日本加除出版）14～17頁を参照。

*4：SLを議論する上では、拙著・前掲3をぜひ参照してほしい。現役教員の立場に偏った見解も多いが、現在の教育現場の実情や日本の教育制度の特殊性について、可能な限りの学術的知見や裁判例などを紹介して、弁護士が議論すべき問題意識を提起している。